

令和2年第3回鬼北町議会定例会

令和2年9月24日（木曜日）

○議事日程

令和2年9月24日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第45号 令和元年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第4 議案第46号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第47号 令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第48号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第49号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第50号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 議案第51号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第14 議案第56号 令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 諮問第1号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について

- 日程第 17 発議第 2 号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）
について
- 日程第 18 発議第 3 号 J R 予土線の利用促進に関する決議（案）について
- 日程第 19 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 20 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 21 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 45 号 令和元年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 46 号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 47 号 令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 48 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 49 号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 50 号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 51 号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 52 号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 53 号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 54 号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 55 号 令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 14 議案第 56 号 令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 15 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ

とについて

日程第16 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について

日程第17 発議第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）について

日程第18 発議第3号 JR予土線の利用促進に関する決議（案）について

日程第19 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第20 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第21 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 高橋 聖子	2番 中山 定則
3番 末廣 啓	4番 山本 博士
5番 赤松 俊二	6番 松下 純次
7番 芝 照雄	8番 福原 良夫
9番 程内 覺	10番 松浦 司
11番 山崎 保	12番 渡邊 眞次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 佐竹 誠 書 記 鶴井 留美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭 誠 亀	副 町 長 井上 建 司
総務財政課長 高田 達也	企画振興課長 二宮 浩
町民生活課長 谷口 浩 司	保健介護課長 芝 達 雄
環境保全課長 森 明	日吉支所長 那須 周 造

農 林 課 長 松 本 秀 治
水 道 課 長 上 田 司
教 育 長 松 浦 秀 樹
農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計
代 表 監 査 委 員 上 甲 康 夫

建 設 課 長 上 田 司
会 計 管 理 者 古 谷 忠 志
教 育 課 長 渡 邊 甫
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 本 秀 治

○副議長（福原良夫君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、7番、芝照雄議員、8番、福原良夫議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件の説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第45号、令和元年度鬼北町一般会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

4点、質問をさせていただきます。

主要な施策の成果、25ページ中ほどで、個別支援プランの策定率について伺います。避難行動要支援者の情報を民生児童委員及び自主防災組織代表者と共有した86名分、個別支援プランの作成率11.5%とあります。個別支援プランとは、どのよ

うなものであるか、また避難行動要支援者746名中施設入居者は何人か。

2点目、同じく主要な施策の成果の29ページ、町道655路線の整備率について、現状57.5%、目標60%。この目標は、総合計画の前期基本計画の目標数値なんです。どのようにしてこの60%を決めたのか。また60%、今年度で前期基本計画は終わるんですが、達成できるのか。

3点目、監査委員が、町長に対して提出した決算審査意見書の3ページの2番、改善検討を要する事項として、町税、使用料等の収入未済額の解消に向けての取組についてを挙げられています。税外債権の適正な債権管理に資するための台帳作成、並びに統一的な処理基準等を定めた債権管理条例等の制定について検討されたいとの監査委員の意見に対して、どのように対応されているのか質問します。

4点目、同じく決算審査意見書で7ページ、町営住宅使用料の収納について、減少傾向にあった収入未済額が222万7,000円と62万2,000円増加している。この増加した理由について質問します。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時16分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

お待たせをしまして、申し訳ございません。

それでは、施策の成果25ページの個別支援プランにつきまして保健介護課長が、29ページの町道の整備率について建設課長が、意見書の内容について3ページ、債権管理条例の制定についての考え方について総務財政課長が、7ページの町営住宅使用料の増加傾向にある理由について建設課長が、それぞれ答弁をさせていただきます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、私のほうから、個別支援プランの策定の関係の御質問に対してお答えを

させていただきます。

まず、内容についてなんですが、内容については、対象者名、それから要介護度の区分、それから世帯構成、かかりつけ病院、利用中のサービス、それから介護のサービスを受けている場合は、その事業者名、それから障害の状況、それから避難時の協力員、避難支援内容、それから特に留意すべき点があれば、それを記載しております。あと施設入居者の人数ですが、こちらは施設入居者については、策定の対象になっておりませんので、なしです。

以上で質問の回答とさせていただきます。

○建設課長（上田 司君）

ただいま御質問にありました町道655路線の整備率につきまして、目標の60%はどのようにして決めたのかという御質問にお答えいたします。

現在、57.5%の改良率でございますが、路線655路線でございます。大変、多い路線でございますが、改良につきましては、現在、住民の皆様の御要望、またそれに基づいた改良計画によって計画を立てております。

60%の数字につきましては、差が2.5%となりますが、その改良の要望等から計算しました延長等に基づいて60%という目標を立てておりますが、これにつきましても、御承知のとおり、3年に一度の町道の認定がございます。その都度、認定して延長が増えとるわけでございますが、この60%は増える場合もありますが、逆に延長が増えるために分母が大きくなって減る場合もございます。

以上で説明を終わります。

○総務財政課長（高田達也君）

債権管理条例の考え方についてでございますが、自治体の債権には、公の法上の公債権と私法上の私債権がございます。どの債権が公債権で、どの債権が私債権であるかは一義的に明確ではないとされております。債権を明確にする上でも債権管理条例の制定は有効であると考えております。

一方で、公債権か私債権かということではなく、地方自治法に規定する滞納整理できる債権か否かで整理をする強制徴収債権と非強制徴収債権とする整理の方法もあるなど、債権条例には様々なタイプの条例がございますので、有効性・実効性を含め検討してまいりたいと考えております。しばらくお時間を頂きたいと思っております。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

先ほど御質問のありました意見書の7ページ、第8表、町営住宅使用料の収納状況

について、62万2,000円の増加した理由についてということで御質問を受けましたが、建設課担当職員につきましては、日々住宅使用料徴収、または滞納整理に努めてまいりますが、今年度におきましては、滞納者の増加、また滞納額、徐々に積み重なっておりまして、結果的に、前年度比38.75%の62万2,000円の増となりました。

以上です。

○2番（中山定則君）

最初の個別支援プランの関係なのですが、施策の成果の資料の括弧書きのところ、目標値では施設入居者等も対象としているが、現状ではヒアリング等を行っておらず、策定率は低くなると記載されています。ということは、施設入居者も対象となるということで、再度の答弁をお願いします。

対象にならないのなら746人中、今回86名個別支援プランを策定したということの理解でいいのか、再度お願いします。

2番目の町道の路線の件なのですが、この現状57.5というのは、前年度のことなのか、今年度の記載がないと思います。3年に一度の認定もあったので、それも計算しないといけなくなるのですが、それであるんですが、60%の目標は達成できるのか、再度伺います。

3番目の債権管理条例の制定についてですが、全国の多くの自治体で債権管理条例が制定されています。先進自治体との交流をするなどして、債権管理条例の検討に入られたらどうかと考えますが、先ほどの答弁では、いましばらくとありますが、もう5年ほどたっている、この指摘は5年ほど指摘改善検討事項で挙がっておりますので、早急に検討に入れないか、再度伺います。

4番目の町営住宅の収納については、新規で新しく滞納、新規の滞納者が増えたのか。生活の状況で今入っている引き続きの方が滞納になったのか、その辺について再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、1点目の分につきましては、芝課長のほうから答弁をさせます。

2点目につきまして、町道の整備率なんですけども、この分は、本年度はどうかということでもありますけども、当然ながら御承知のとおり、災害復旧に全力を挙げておりまして、昨年度から町道の新規の改良については、全くやっておりません。その関係で、来年度の目標数値については、どうしてもこれは難しい。ただし、この災害が終わった後の改良については、それまでの平年度と比べまして増加をして発注し

たいなというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

それから、3つ目の債権管理条例の制定につきましては、私のほうでは、いろんな状況を鑑みて検討するというふうに申し上げたわけでありますけども、中山議員のほうで、先進自治体というようなところで勉強をされておるんであれば、どのような点で、この分が先進というふうに言い切ってお話をされておるのか、質問の状況の詳しい内容として教えていただきたいというふうに思ひてます。

4つ目の町営住宅管理使用料につきましては、建設課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、先ほど質問のあった件についてお答えいたします。

目標値としましては、施設入所者も入れております。これについては、次期の計画についても議論をしているところなんですけれど、実際としては、施設入居者は対象には、計画の策定の上では入れておりません。今後の数値の捉え方については、また次期の計画に向けて検討をしたいというふうに考えております。

ただ、多分、これは前の計画のときに数値を入れたのは、対象者の中にその他、特に支援が必要な者という項目が計画の中にありますので、そういったことで、目標値の分母には入れておったんではないかなと。

先ほど言ひましたように、次期の計画の策定に当たっては、この数値の算入の方法については、検討をしたいと考えております。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

4点目の住宅使用料滞納についてですが、御質問にありました、新規が増えているのか、また引き続き滞納者が変わらずいるのかという御質問でしたが、毎月、督促使用料を出す折に、出す宛先につきましては、私のほうも目を通しておるわけなんでございますが、新規の滞納者というのは、それほど多くはないのかなと。新規あったとしても、そういう方についてはすぐ納入していただく。増えとる額につきましては、今まで継続的に滞納されておる方が、なかなか納入していただかないという感じの増え方だと認識しております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

最後になります、最後、町長のほうから債権管理条例のことで、反問権というか、

私のほうに質問されたんですが、私も詳しく勉強しているわけではありませんが、町民税、地方税につきましては、差押え等できますし、強制、先ほど総務財政課長が説明したとおりなんですが、税外債権、私債権等、税外債権につきましては、地方自治法で明確な規定はされておりません分があるようです。そういう部分についても、会計上の処理、不納欠損処理、会計上の処理もなかなかできなくて、債権が残ったままになってしまっているという状況があると想像されます。

そういうことも含め、なお、いろいろな使用料等あるわけですが、町内において統一した対応をする。そういうことも含めて各自治体、全国で多分、ちょっと調べたところによると、3分の1の自治体が債権管理条例を制定されています。早くから制定されているところもあるようですが、内容的に各自治体違うようですので、ここで書いてある先進自治体というのは、どこを先進といいますか、とにかく債権管理条例を制定している自治体、県内にもあります。そういう自治体と交流するなどして、という形で書いたわけで、どこが先進自治体なのかについて調べているわけではありませんが、とにかく先ほど、繰り返しますが、この検討事項については、5年経過しておりますので、公平性を担保するためにも、速やかな検討に入られたらどうかということで、最後の質問とさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

今、中山議員がおっしゃいましたように、全国の自治体の債権管理条例の目的そのものと、実際にそれを制定をした中身の推進法も、またそれに基づく施行規則を見ますと、やはり自治体で微妙に違うんですよ。そこをどう考えるかということは、検討に値するのではないかなというところでありまして、私が就任して、もう既に数回、監査委員さんからも御指摘もいただきまして、本当に悩んでいるところなんですけれども、先進地のいろんなやり方も先進地といいますか、方法のところがあるということを確認しておりまして、少しお時間を頂きたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

そのほかに質疑はありませんか。

○11番（山崎 保君）

今、中山議員のほうからも、未収金についての質疑がございましたけれども、私もダブるかもしれませんが、お伺いをいたしたいと思います。

決算書の1、2ページに一般会計の町税未収金が記載をされておりますが、この決算におきましては、9月8日に、代表監査委員から理事者側に意見書の提出があったわけですが、今回、審議をしているのは一般会計でございますので、ここで特別会計が9会計ございます。この中にも、未収金あるいは利用料、手数料、このような残高がございます。併せて企業会計、水道会計、病院会計、また、ここにも未収金がございますので、後ほど審議はされますけれども、一括してここでお伺いをいたしたいと思います。

将来的には、今の監査委員から意見書が出ておりますので、中山議員からも質疑がございました3ページでございますが、先ほど債権管理条例制定については、前向きな回答があったようでございますが、住民から言えば、やはり応分の負担をしていく、住民が応分の負担をしていくのが当然でありまして、そういう未収金で年々経過をしながら、最終的に不納欠損で処理をするという一般会計、町税でございますが、されておるわけです。町民から言えば、やっぱり応分負担の原則もありますし、公平な納税負担、税の負担、使用料、利用料、あるいは住宅資金の貸付金の返済、ここらはやっぱり当然、少しの間遅れても、遅れることもあろうかとは思いますが、やっぱり年度内には、町のほうから、担当のほうから請求をして納めていただく、これが原則ではないかというふうに私は思っております。

ですから、この不納欠損は、これはトータルで105万9,000円程度出ておりますけれども、この基本的にどういう査定で不納欠損にするのか、まずお伺いをいたしたいと思います。その基準。

○町長（兵頭誠亀君）

谷口町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

ただいまの御質問にお答えをいたしますが、不納欠損につきましては、地方税法でいろいろ決まっております、基準がありまして、そこで不納欠損にやるんですけど、簡単に言いますと、どうしても税金があつて滞納されておる方がおられまして、その方が例えば亡くなったりした場合に、固定資産税とかはよくあるんですけど、そういう場合については、どうしても相続人の方に行くという方があります。その中で、どうしても借金というか、そういうものが多い方については、相続人がおられましたら、その方が相続放棄をされるという事案がございまして、そういう場合については、相

続権がどなたにも行かないということがありまして、そういう場合については、不納欠損に上げるとかということもあります。それと、どうしても年金収入だけで暮らしている方で、特に多いのが国保税がよくあるんですけど、そういう場合については、押さえる金額というのが、計算でちゃんと国税徴収法で決まっております、そういう方で、どうしても収入のほうが少ない方については、計算してもどうしても押さえることができないという事案があります。そういう場合については、どうしても国税徴収法の関係で不納欠損にさせていただいて、債権から落とすということをしなければどうしてもずっと残っていきますので、そういう対応をさせていただいております。

以上です。

○11番（山崎 保君）

やむを得ない場合もあろうかと思いますが、できれば債権者から徴収をしていただいて、やはり町民一人一人の公平性を保つべきであろうというふうに私は思っております。

先ほどから債権管理条例の制定について、今後、検討をするということでございますので、それと並行して、やはり各課それぞれに未収金、利用料あるいは手数料、いろいろ未収金の残高がある会計につきましては、相手方、先方との、債権者との協議を重ねながらでも回収をするという理念をもって対応を願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今代表して町民生活課長のほうで町税の件だけ申し上げましたけども、議員言われるとおり、様々な滞納分がありまして、今確認しますと、町立病院のほうについては、債権、不納欠損というのはしていないということでございます。

ただ、職員のほうですね、それぞれの課、町民生活を中心に、私自身としては頑張ってくれとるほうじゃないかなと思うんですけども、県内でも徴収率というのは、県内2番目になっておりまして、これ以上の議員が御指摘のような公平な収納状況というものを100に近づけるということで頑張っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○11番（山崎 保君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、令和元年度鬼北町一般会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第46号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第47号、令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第47号、令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第48号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第48号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第49号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第50号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定

についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第51号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第51号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第52号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第53号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第53号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

日程第12、議案第54号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

日程第13、議案第55号、令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第55号、令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

日程第14、議案第56号、令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第56号、令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

日程第15、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

鬼北町人権擁護委員上甲利汎委員が、令和2年12月31日をもって任期満了となるため、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします委員は、住所、鬼北町大字東仲679番地。氏名、上甲利汎。生年月日、昭和26年1月31日であります。

上甲氏は、これまで人権擁護委員を3期9年務めていただいております。氏は、地域の人望も厚く責任感旺盛で、人権行政に関する取組にも熱心であり、引き続き御尽力いただけるものと確信いたしております。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑・討論なしと認めます。

これから諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

上甲利汎君が適任であることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

はい、着席ください。

起立全員です。

したがって、上甲利汎君を推薦することに決定しました。

日程第16、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを議題とします。

赤松議員から提案理由の説明を求めます。

○5番（赤松俊二君）

それでは、発議第1号を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり鬼北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月17日

提出者	鬼北町議会議員	赤松俊二
賛成者	鬼北町議会議員	高橋聖子
〃	〃	中山定則
〃	〃	山本博士

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政事情への対応をはじめ、長期化による感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、愛媛県北宇和郡鬼北町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪

化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に対し、文書で提出することとします。

日程第17、発議第2号、米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）についてを議題とします。

赤松議員から提案理由の説明を求めます。

○5番（赤松俊二君）

それでは、発議第2号を説明いたします。

米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

上記の議案を、別紙のとおり鬼北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月17日

提出者	鬼北町議会議員	赤松俊二
賛成者	鬼北町議会議員	高橋聖子
〃	〃	中山定則
〃	〃	山本博士

米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められている。

しかしながら、本町上空においても、これまでも幾度となく米軍機による低空飛行訓練が目撃されており、平成30年12月に高知県沖で発生した米軍機の墜落事故や、昨年12月に実施された四国初の日米共同オスプレイ実動訓練と相まって、町民は強

い不安を抱いていており、誠に遺憾である。

こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一、墜落した場合には、町民を巻き込む大惨事につながりかねないばかりか、町民の不安を増幅させるものであり、容認できるものではない。

また、本県には、伊方原子力発電所が立地しており、本県及び本県議会は、安全対策上の観点から原発上空の飛行禁止について、これまでも繰り返し法制化を求めてきたところである。

よって、国においては事態を正確に把握し、町民の安全・安心を確保する観点から、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1、町民が不安を抱くような飛行を速やかに中止するよう、米軍に申し入れること。
- 2、米軍機による低空飛行訓練等については、訓練ルートや訓練実施時期について、速やかな事前情報提供を行うこと。
- 3、低空飛行の禁止や原子力発電所周辺・人口密集地域等の上空の飛行回避など日米合意事項の遵守について徹底すること。
- 4、航空機落下のリスク低減のため、原子力発電施設周辺上空の飛行禁止について、法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、愛媛県北宇和郡鬼北町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官に対し、文書で提出することとします。

日程第18、発議第3号、JR予土線の利用促進に関する決議（案）についてを議題とします。

赤松議員から提案理由の説明を求めます。

○5番（赤松俊二君）

それでは、発議第3号を説明いたします。

JR予土線の利用促進に関する決議（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり鬼北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提出者	鬼北町議会議員	赤松俊二
賛成者	鬼北町議会議員	高橋聖子
〃	〃	中山定則
〃	〃	山本博士

JR予土線の利用促進に関する決議（案）

JR予土線は、地域住民の生活・経済活動の基盤であり、地方創生や観光振興、環境問題等への対応といった観点からも、重要な社会インフラとして沿線地域では利用促進に努めてきた。

JR四国においては、これまで利用者減少による収支状況の厳しさが課題となっていたが、同社が平成31年3月に公表した路線別収支において、全18区間のうち、17区間が赤字に陥っている中であって、特にJR予土線が突出して営業係数が悪化

しているという点がクローズアップされ、今後の存続に対し危機感が高まっている。

また、本年に入り世界的に猛威をふるっている新型コロナウイルスの影響は甚大で、今後も全国的な感染拡大防止対策を進めていかねばならない状況下において、公共交通機関はかつてない厳しい時代を迎えている。

しかしながら、四国循環線の一翼を担うJR予土線が存続することによって、四国全体の鉄道ネットワーク維持につながり、しかも本路線は単なる交通機関にとどまらず地域の風土、生活文化そのものであり、失われることによって本地域の急速な衰退につながる懸念される。

以上のことから、本町議会は四国の鉄道網が直面している厳しい現実を受け止めながら、地域にとって鉄道が必要不可欠なものとなっている現状を再認識するとともに、将来にわたって維持されるべき鉄道としてJR予土線の存続を目指すこととし、住民とともに利用促進活動を展開することとする。

以上、決議する。

令和2年9月17日、愛媛県北宇和郡鬼北町議会。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑・討論なしと認めます。

これから発議第3号、JR予土線の利用促進に関する決議（案）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を

一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第19、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和2年第3回鬼北町議会定例会に提案しておりました議案案件につきましては、原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、本日の新聞で掲載されておりましたとおり、菅新政府で示されたデジタル庁創設によって、IT基本法を軸とした行政サービスも新たな展開が予想されます。全

国民10万円支給時の不具合が大きな要因の1つと言われておりますが、今後、マイナンバーカードの普及促進をはじめ、デジタル化の利便性を実感できる社会づくりに進んでいくこととなります。

この施策は、高齢者の多い鬼北町にとりまして、あらゆる施策推進を進める上で、どのような影響があるのか、なお注視しながら、よりよき方向に向かうよう努力してまいりたいと考えております。

さらに、今後、年度後半に向かってまいります。コロナ禍対策について、これを終わりとすることなく、必要な支援を必要な時期にスピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和2年第3回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

（午前10時21分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 7 番）

鬼北町議会議員（ 8 番）